

松戸市教育委員会会議録

平成26年3月臨時会

松戸市教育委員会会議録

平成26年3月臨時

開 会	平成26年3月25日(火) 8時30分	閉 会	平成26年3月25日(火)10時00分	
署名委員	委員長 關 英昭 委 員 瀧田 泰子			
出席委員 氏 名	委員長 關 英昭	○	委 員 市場 卓	○
	委員長職務代理者 瀧田 泰子	○	委 員 山田 達郎	○
	委 員 松田 素行	○	教育長 伊藤 純一	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

平成 26 年 3 月臨時教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	青柳 洋一	21		
2	学校教育部 部長	遠藤 雅彦	22		
3	教育企画課 課長	渡部 俊典	23		
4	〃 専門監	関 聡	24		
5	〃 課長補佐	中野 幸子	25		
6	〃 課長補佐	加藤 将秀	26		
7	〃 主幹	小宮 光生	27		
8	〃 主査	藤中 孝一	28		
9	〃 主査	斉藤 政彦	29		
10	〃 主任主事	橋本 欣之	30		
11	学務課 課長	泉 晴行	31		
12	〃 参事補	久保木 晃一	32		
13	教育財務課 課長	鈴木 三津代	33		
14	〃 課長補佐	三根 秀洋	34		
15	〃 主査	萩原 弥生	35		
16	社会教育課 課長	小川 弘	36		
17	公民館 館長	鈴木 正則	37		
18	〃 館長補佐	夏井 寿	38		
19	青少年会館 館長	杉浦 正和	39		
20			40		

平成26年3月臨時教育委員会会議次第

1 日 時 平成26年3月25日（火） 午前8時30分

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 議 案

① 議案第17号

松戸市教育委員会職員の人事について (教育企画課)

② 議案第18号

松戸市教育委員会職員の人事について (教育企画課)

③ 議案第19号

松戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について (教育財務課)

④ 議案第20号

松戸市教育委員会事務決裁規程及び松戸市教育委員会公文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について (教育企画課)

(2) 報告等

① 松戸市青年館設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則の制定について

(公民館)

4 その他

委員長 傍聴についてご報告いたします。
本日の教育委員会会議には傍聴希望の申し出がございません。

◎開 会

委員長 只今から平成25年3月臨時教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

委員長 開会にあたり、本日の会議録署名人を瀧田委員にお願いします。

委員長 日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案4件、報告等1件となっております。

はじめに、議案第17号「松戸市教育委員会職員の人事について」及び議案第18号「松戸市教育委員会職員の人事について」を議題といたします。

ただいま議題となっております議案は、いずれも人事案件ですので、秘密会としてはいかがでしょうか。

お諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により決をとらせていただきます。

これより行う教育委員会会議を秘密会とすることにご異議ありませんか。

ご異議がないものと認め、これより秘密会といたします。

まず、議案第17号の審議を行います。

議案第17号の審議に入る前にお諮りします。

本議案は人事案件であることから、公式の会議録は作成しないところですが、昨日の協議会と同様に、事務局において事務処理の都合上、非公式に録音したい旨の申出がありましたので、これを認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

ご異議がないものと認め、議案第17号の審議の録音を認めることといたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項（及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条）の規定により、只今から申し上げる職員以外の職員（及び傍聴人）は、ご退席願います。

お残りいただきますのは、

- ・ 生涯学習部長 ・ 学校教育部長
- ・ 教育企画課長、 教育企画課専門監、教育企画課長補佐
- ・ 学務課長、学務課参事補

以上でございます。その他の方は、退席してください。

◎議案第17号

秘密会

委員長 これより、議案第17号を採決致します。
議案第17号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。
ご異議がないものと認め、議案第17号は原案どおり決定いたしました。

委員長 次に、議案第18号の審議を行います。
松戸市教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、学務課長及び学務課
参事補は退席してください。

◎議案第18号

秘密会

委員長 これより、議案第18号を採決致します。
議案第18号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。
ご異議がないものと認め、議案第18号は原案どおり決定いたしました。
以上で秘密会を終了いたします。
関係職員（及び傍聴人）の入室を許可いたします。
議案第17号及び議案第18号については、原案どおり決定したことを報告い
たします。
引き続き、議事を進めます。

◎議案第19号

委員長 次に、議案第19号「松戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定
について」を議題といたします。ご説明ください。

教育財務課長 松戸市教育委員会印規則、別表第1に定めております公印につきまして、

公印管理者を変更するための議案でございます。

平成26年度より、生涯学習推進課が新設されることに伴い、生涯学習推進課が所管する施設「公民館」「文化ホール」「青少年会館」について参考資料のとおり公印管理者を各施設館長より生涯学習推進課長へ変更致します。

公印番号27「松戸市文化会館長印」につきましては、現行では文化会館長が公印管理者と定めておりますが、実状として松戸市文化会館を所管している社会教育課長が公印を管理しているため、実状に合わせ公印管理者を社会教育課長と定めます。

以上でございます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。議案第19号につきましては、只今の説明のとおりです。これより質疑及び討論に入ります。

いかがでしょうか。

委員長 全て、生涯学習推進課が新設され、その課長が、課長職で新規に設置されました。この変更が「公民館」「文化ホール」「青少年会館」に影響があります。それに伴っての公印の変更になります。

よろしゅうございますか。それでは、議案第19号の質疑及び討論を終結し、採決致します。

議案第19号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議が無いと認め、議案第19号につきましては、原案どおり決定致しました。

◎議案第20号

委員長 次に議案第20号「松戸市教育委員会事務決裁規程及び松戸市教育委員会公文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

議題についてご説明をお願い致します。

教育企画課長 議案第20号「松戸市教育委員会事務決裁規程及び松戸市教育委員会公文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について」別紙のとおり提案するものです。

提案理由といたしましては、生涯学習推進課の決裁規程及び決裁区分並びに同課の文章記号を定めるものです。

それでは、ご説明させていただきます。

本議案は、前回の3月定例教育委員会会議において可決を頂きました、松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則の一部を改正する規則の制定に基づき、教育委員会訓令に規定をいたします組織名称、職員の職制名等をこれに合わせるとともに、決裁責任者の変更及び字句の整備等を行うためにご提案させていただきます。

具体的な改正内容につきましては、4ページの新旧対照表をご覧ください。

はじめに、事務決裁規程では3点の改正があります。一点目は、先の教育委員会議会で採決いただきました社会教育課の新規事務事業の「郷土遺産基金」について決裁区分を定める改正を行います。二点目は、生涯学習推進課新設に伴う事務決裁規程を定める改正を行います。三点目は、教育研究所の事務事業の規定のうち、実施していない事業について削除する改正を行うものです。

続きまして、松戸市教育委員会公文書取扱規程の一部改正についてですが、公民館の名称変更により、頭文字を取って松教生に改正するものです。

以上が、訓令の改正内容でございます。

本訓令の改正文につきましては、資料記載のとおりとなります。施行日は本年4月1日を予定しております。説明は以上でございます。ご質問につきましては、各担当課より対応をさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

委員長 議案第20号については、只今の説明のとおりです。これより質疑及び討論に入ります。

委員長 具体的には、4・5ページの対照表をご覧頂いて、左側の変更のものが右側の改正案のところに欄を移動して移っていると、基本的にはそう見て頂いて良いと思います。5ページの松戸市教育委員会公文書取り扱い規定の方は公民館規定が削除されて、生涯学習推進課が新設されているということです。大きな変更は無いということで。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第20号につきましては質疑及び討論を終結し、採決致します。議案第20号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議が無いと認め、議案第20号につきましては、原案どおり決定致しました。

◎報告等

委員長 次に、報告等になります。「松戸市青年館設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則の制定について」ご説明ください。

公民館長 お手元に松戸市規則第9号ということで交付文をお配りさせて頂いております。昨年12月定例会におきまして、松戸市青年館設置及び管理に関する条例を廃止する条例をご提案させて頂きました。本委員会会議を経て市議会定例会の方にご提案させて頂いて、可決しております。本条例が本年4月1日付けをもちまして、廃止されますので、それに伴う規則を廃止するという内容でございます。規則につきましては、松戸市青年館設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則。条例と同じく平成26年4月1日付けで同規則を廃止するという内容でございます。説明は以上でございます。

委員長 はい。有難うございます。以上のように報告が出ました。何かご質問ありますか。

委員長 青年館というのはどこにあったのですか。

公民館長 中金杉に1ヶ所と、紙敷に2ヶ所。計3ヶ所ございました。

委員長 その所有権については、この前、意見交換やりましたよね。

公民館長 市の財産のままですが、普通財産化して、地元の方に引き続き町会会館的な形でお使い頂くという契約を4月1日付けで結びます。

委員長 ということでございます。よろしゅうございますか。

有難うございました。本日の議題は以上です。その他に移ります。

事務局何かございますか。

(「なし」の声あり)

◎閉会

委員長 以上をもちまして、平成26年3月臨時教育委員会会議を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉会 午前 10時00分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員